

平成30年度使用教科用図書の採択
- 小笠原村立学校 -

小笠原村教育委員会

平成29年7月

もくじ

小笠原村立学校使用教科用図書採択方針

小笠原村立学校教科用図書採択に関する要領

小笠原村立学校教科用図書選定審議会規約

小笠原村立学校特別支援学級教科用図書選定に関する細則

小笠原村立学校教科用図書の選定について（諮問）

小笠原村立学校教科用図書選定審議会（答申）

小笠原村立学校教科用図書選定審議会教科別調査委員会報告書

小笠原村立学校教科用図書選定審議会意見書

小笠原村小校教科用図書選定審議会報告書

小笠原村立学校教科用図書採択一覧

小笠原村教育委員会議事録（準備中）

小笠原村教育委員会決定
平成27年4月28日

小笠原村立学校使用教科用図書の採択方針

<採択の基本方針>

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、学習指導要領に則り、小笠原村の児童・生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

(2) 採択の権限

小笠原村立学校の教科用図書は、小笠原村教育委員会が採択を行う。

(3) 公正且つ適正な採択の確保

関係法令等の定めるところにより公正且つ適正な採択を行う。

(4) 特別支援学級の教科書

特別支援学級で、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でない場合は、次の教科用図書を採択する。

ア 文部科学省検定済教科書の下学年用

イ 文部科学省著作教科書

ウ 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（いわゆる一般図書）

<採択の基準>

- (1) 小笠原村の教育方針及び学習指導要領を踏まえ、より専門的な調査研究を行う。
- (2) 地域の実態等に考慮した採択を行う。
- (3) 採択に係る情報を公開するなど、開かれた教科書採択を推進する。
- (4) 小笠原村教育委員会は、保護者及び地域住民に説明責任を果たすことができるよう、採択組織及び手続きを確立する。
- (5) 一般図書については、児童生徒の障害の程度が多様であり、教育課程も特別であるので、採択にあたっては、都教育委員会発行の「調査研究資料」を参考の上、それぞれ十分な調査研究を行い、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。

27小笠原教第103号
平成27年4月30日
一部改正29小笠原教第96号
平成29年5月1日

小笠原村立学校教科用図書採択に関する要領

平成27年第2回小笠原村教育委員会（平成27年4月28日開催）により決定された「小笠原村立学校使用教科用図書の採択方針」に基づき、「小笠原村立学校教科用図書採択に関する要領（以下「要領」という。）」を次のように定める。

1 目的

この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（昭和38年法律182号）の規定に基づき、小笠原村教育委員会（以下「教育委員会」という）が行う小笠原村立学校教科用図書（以下「教科書」という。）の採択に関し、必要な事項を定める。

2 選定審議会の設置

- (1) 教育委員会が教科書の採択を行うにあたり、必要な事項を諮問するために小笠原村立学校教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を設置する。
- (2) 選定審議会の中に教科書の調査研究を行う教科別の調査委員会を設置する。

3 村民の意見聴取

- (1) 教科書を村民に展示し、教科書に対する村民の意見を聴取する。
- (2) 教科書の展示場所は、事前に村民に周知する。

4 採択の方法

- (1) 教科書の採択は、選定審議会の意見及び村民の意見を参考に、教育委員会が東京都教育委員会の指導、助言のもとに、文部科学大臣が作成する調査年度の「教科書目録」に掲載されている教科書からそれぞれ1種の教科書を採択する。
- (2) 特別支援学級で、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でない場合は、その採択に関する必要な事項は別に定める。

5 その他

この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成27年4月30日から適用する。

この要領の一部改正は、平成29年5月1日から適用する。

27小笠原教第108号
平成27年5月1日
改正29小笠原教第97号
平成29年5月1日

小笠原村立学校教科用図書選定審議会規約

(目的)

第1条 この規約は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」並びに「小笠原村立学校教科用図書採択に関する要領」(平成27年4月30日付27小笠原教第103号)の規定に基づき、小笠原村立学校が使用する教科用図書を小笠原村教育委員会が採択するにあたり、必要な諮問事項を答申するために設置する小笠原村立学校教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織と運営)

第2条 選定審議会の組織と運営は、次の号に掲げるところによる。

(1) 委員 7名

小笠原村立学校長、副校長及び保護者等から別表1により組織する。

(2) 委員の任期

調査終了の日までとする。

(3) 委員長 1名

小笠原村立学校長をもって充て、選定審議会を統括する。

(4) 副委員長 1名

委員長が指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代行する。

(5) 選定審議会の招集

委員長がこれにあたる。

(6) 決議

ア 選定審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を進め、決議することができない。

イ 選定審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(調査機関の設置)

第3条 選定審議会は、教科用図書の調査研究を行い、且つ調査研究の公正を期するため、教科別調査委員会(以下「調査委員会」という。)を附置する。

(調査機関の目的)

第4条 調査委員会は、選定審議会から委任された事項について会議を行い、調査資料を作成し、選定審議会に報告する。

(調査機関の委員)

第5条 調査委員会の委員は、小笠原村立学校の校長又は副校長及び教科担当教員で構成する。

(委員の資格)

第6条 選定審議会委員及び調査委員会委員は、教科用図書の発行者と直接利害関係のない者とする。

発行者と直接利害関係ある者とは、次のような者をいう。

- (1) 発行者の役員、従業員並びにこれらの者の配偶者及び3親等内の親族
- (2) 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるかを問わず事実上発行者の事業の運営に影響力を有している者
- (3) 過去5年以内に教科用図書及び教師用指導書の著作に参加し、又は協力した者
- (4) 前号に掲げる者が団体である場合は、その団体の役員及びこれに準ずる者
- (5) 教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員

(調査機関の組織及び運営)

第7条 調査委員会の組織及び運営は、次のとおりとする。

- (1) 調査委員会は、教科別に委員長1名、副委員長1名を置き、委員を含め3名をもって組織する。

ア 委員長は、校長及び副校長をもって充て、調査委員会での調査を統括する。

イ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

ウ 副委員長と委員は、父島及び母島の教員各1名が担当する。

- (2) 調査委員会は、調査委員長が招集する。

(調査機関の任務)

第8条 調査委員会の調査内容は次により行う。

- (1) 調査種目

ア 小学校

- ①国語 ②書写 ③社会 ④地図 ⑤算数 ⑥理科 ⑦生活 ⑧音楽 ⑨図画工作 ⑩家庭 ⑪保健 ⑫道徳科

イ 中学校

- ①国語 ②書写 ③社会（地理的分野）④社会（歴史的分野）⑤社会（公民的分野）⑥地図 ⑦数学 ⑧理科 ⑨音楽（一般）⑩音楽（楽器合奏）⑪美術 ⑫保健体育 ⑬技術・家庭（技術分野）⑭技術・家庭（家庭分野）⑮英語 ⑯道徳科

ウ 特別支援学級

- ①国語 ②算数 ③音楽

- (2) 調査研究方法

採択地区教科用図書の見本の内容、組織・分量、表記・表現、使用上の便宜及び地域性等を、この規約に規定された選定基準に従って専門的に調査研究を行う。

- (3) 報告

調査委員会の委員長は、前号の調査結果を、様式1（教科用図書調査研究報告書）により選定審議会委員長に報告する。

(調査基準)

第9条 調査にあたっては、文部科学省検定基準及び東京都採択基準に基づき、下記の要

領を基準として行うものとする。

(1) 内容

内容の程度は、児童生徒の発達の段階に即して適切であるか。
児童生徒が興味をもって主体的に学習できるように配慮されているか。
一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(2) 構成・分量・装丁

内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
各内容の分量とその配分は適切であるか。
体裁がよく、児童が使いやすいように配慮されているか。

(3) 表記・表現

文章表現や漢字、用語、記号、計量単位、図版などの使用は適切であるか。
文字の大きさ、字間、行間、書体などは適切であるか。
文章・図版などの割付けは適切であるか。

(その他)

第10条 その他次の定めにより行う。

- (1) 採択に係る会議の過程は、採択終了までは、非公開とする。
- (2) 選定審議会及び調査委員会の委員は、調査研究上知り得た事項を他へ漏らしてはならない。
- (3) この規約に定めるものの他に必要な事項は、小笠原村教育委員会教育長が選定審議会に諮って別に定める。

(附則)

この規約は、平成27年5月1日から施行する。
この規約の一部改正は、平成29年5月1日から施行する。

別表1

	役 職 名	区 分
1	小笠原村立小笠原小学校長	校 長
2	小笠原村立小笠原中学校長	校 長
3	小笠原村立母島小中学校長	校 長
4	小笠原村立小笠原小学校副校長	副 校 長
5	小笠原村立小笠原中学校副校長	副 校 長
6	小笠原村立母島小学校副校長	副 校 長
7	小笠原村立母島中学校副校長	副 校 長
8	小笠原村立小笠原小・中学校 PTA 会長	保護者代表
9	小笠原村立母島小・中学校 PTA 会長	保護者代表

27小笠原教第108号
平成27年5月1日
改正29小笠原教 98号
平成29年5月1日

小笠原村立学校特別支援学級教科用図書選定に関する細則

1 目的

この細則は、「小笠原村立学校教科用図書採択に関する要領」（平成27年4月30日付27小笠原教第103号）において、「特別支援学級で、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でない場合は、その採択に関する別に定める事項」について定めることを目的とする。

2 一般図書（特別支援学級用）の採択の基本方針

- (1) 学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学級用）」という。）については毎年度異なる図書を採択することができるが、文部科学省発行の「一般図書一覧」に掲載されている図書から原則として採択する。
- (2) 一般図書については、児童生徒の障害の程度が多様であり、教育課程も特別であるので、採択にあたっては、都教育委員会発行の「特別支援教育教科書調査研究資料」を参考の上、それぞれ十分な調査研究を行い、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。
- (3) 知的障害児の教育における「生活」の教科については、必ずしも1種目の教科用図書に限定することなく、「生活」の教科の内容により、必要に応じ、教科の主たる教材として適切な教科用図書を定められた範囲において採択することができる。

3 一般図書（特別支援学級用）の採択について

- (1) 一般図書の採択に当たっては、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。
- (2) なお、義務教育諸学校における一般図書（特別支援学級用）の採択に当たっては、文部科学省検定済教科書（下学年用等）又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮する。さらに、これら以外の図書を採択する場合には、特に下記のアからカまでの事項に留意すること。
 - ア 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現挿絵、取り扱う題材等）のものである。
 - イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切で

あり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切でない。

ウ 上学年で使用する事となる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書との間の系統性にも配慮する。

エ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択する。

オ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らない。

カ 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しない。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できる。

また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合であっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できる。

(3) 採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮する。特に、発行者が企業等の法人であるのか個人であるのかに関わらず、次年度に供給可能であるかどうかを十分確認する。

(4) 文部科学省発行の「一般図書一覧」に掲載されている教科用図書については、東京都教職員研修センター等において閲覧が可能である。

4 無償給与にあたっての留意事項

(1) 特別支援学級において、次のような図書等は無償給与の対象とならない。

ア 小学校第1・2学年の「社会」、「理科」における図書。

イ 小学校の「体育」のための図書（保健は除く）。

ウ 小・中学校の「道徳」のための図書。

エ 特別支援学校（知的障害教育）小学部の学習指導要領に準じて教育課程を編成する小学校特別支援学級における「社会」「理科」「家庭」「保健」及び小学校の教育課程に位置付く「生活（生活科）」の図書。

オ 児童・生徒が使用する一般図書であっても、教室の備え付けが目的である図書。

カ 一般図書の後期用としての給与。

(2) 検定済教科書又は文部科学省著作教科書と一般図書を併せて無償給与することはできない。

(附則)

この細則は、平成27年5月1日から施行する。

この細則の一部改正は、平成29年5月1日から施行する。

平成29年4月28日

小笠原村立学校教科用図書選定審議会委員長 殿

小笠原村教育委員会

小笠原村立学校教科用図書の選定について（諮問）

小笠原村立学校教科用図書選定審議会規約（平成27年5月1日付27小笠原教第号以下「規約」という。）第1条の規定に基づき、小笠原村立学校教科用図書について調査研究を行い、各教科別に調査研究を行うよう諮問いたします。

なお、平成29年7月19日まで答申するようお願いいたします。

また、調査研究にあたっては、規約に従い調査機関を設置して調査研究にあたってください。

平成29年度
小笠原村立学校教科用図書選定審議会
答申

小笠原村立学校教科用図書選定審議会

平成29年7月

平成29年7月14日

小笠原村教育委員会 殿

小笠原村立学校教科用図書選定審議会

委員長 西澤 盛和

平成29年度小笠原村立学校教科用図書選定審議会の答申について

小笠原村立学校教科用図書選定審議会規約（平成27年5月1日付27小笠原教第108号。以下「規約」という。）第1条の規定に基づき、小笠原村立学校教科用図書調査研究報告について意見を付して下記のとおり答申致します。

当審議会の意見及び報告事項が、貴委員会の小笠原村立学校教科用図書の適正な採択の一助となることを祈念いたします。

記

- 1 平成29年度小笠原村立学校教科用図書教科別調査報告書
別紙のとおり
- 2 意見
別紙のとおり
- 3 平成29年度小笠原村立学校教科用図書選定審議会報告書
別紙のとおり

平成29年度
小笠原村立学校教科用図書選定審議会
教科別調査委員会
報告書

小笠原村立学校教科用図書選定審議会
教科別調査委員会

平成29年7月

様式 1

教科用図書調査研究報告書

調査種目	道徳	委員長	
発行者	光村図書	書名	道徳 きみが いちばん ひかるとき

評価はA・B・Cの3段階とする。(A：十分満足できる、B：概ね満足できる、C：普通)

調査項目	調査研究の観点	各項目の評価・意見欄		
内容	内容の程度は、児童生徒の発達の段階に即して適切であるか。	A	A	・「つなげよう」「考えよう」という欄で関連する書籍を紹介しているのがよい。 ・各学年取り上げられている資料が考えさせられるものである。
	児童生徒が興味をもって主体的に学習できるように配慮されているか。	A	A	
	一面的な見解だけを取り上げているところはないか。	B	B	
構成・分量・装丁	内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。	A	A	・教科書の内容から考えを広げる手立てがよく盛り込まれている。 ・構成が児童の興味を引く、使いやすいものになっている。
	各内容の分量とその配分は適切であるか。	A	B	
	体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか。	B	A	
表記・表現	文章表現や漢字、用語、記号、計量単位、図版などの使用は適切であるか。	A	A	・図や絵が工夫して配置してあり学習に入り込みやすい。 ・各教材の最初のページのマークが何を学習するのかわかりやすくしてくれている。
	文字の大きさ、字間、行間、書体などは適切であるか。	A	B	
	文章・図版などの割付けは適切であるか。	A	B	

選定意見欄	<ul style="list-style-type: none"> ・読み物、詩、まんがと資料提示が多様で飽きがこない。各資料とも発達段階に合わせて深く考えられる内容になっている。 ・ねらいがはっきり書いてあり、指導がしやすそうである。 ・引き付けるような工夫を感じる。授業の流れはイメージしやすい。 ・キャリア教育の観点からも十分相応している。
-------	--

調査報告書は、種目別に全ての教科用図書について作成し、選定審議会委員長宛に提出する。

様式 1

教科用図書調査研究報告書

調査種目	道徳	委員長	
発行者		書名	

評価はA・B・Cの3段階とする。(A：十分満足できる、B：概ね満足できる、C：普通)

調査項目	調査研究の観点	各項目の評価・意見欄		
内容	内容の程度は、児童生徒の発達の段階に即して適切であるか。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・詩、読み物、心のベンチと内容が豊富である。 ・文章が読みやすく、主体的に取り組みやすい。
	児童生徒が興味をもって主体的に学習できるように配慮されているか。	B	A	
	一面的な見解だけを取り上げているところはないか。	B	B	
構成・分量・装丁	内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・挿絵が明るく学習に入り込みやすいよう工夫されている。 ・表紙、中身に写真が多用されているのが新しい。
	各内容の分量とその配分は適切であるか。	B	B	
	体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか。	B	B	
表記・表現	文章表現や漢字、用語、記号、計量単位、図版などの使用は適切であるか。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・字の大きさを作品によって変えるなど児童の読みやすさへの配慮を感じる。 ・適切な挿絵、文章のバランスを保っている。
	文字の大きさ、字間、行間、書体などは適切であるか。	A	B	
	文章・図版などの割付けは適切であるか。	B	A	

選定意見欄	<ul style="list-style-type: none"> ・題材の初めに学習内容があり、見通しをもちやすい。題材の最後に「考えてみよう」「見つめなおそう」があり、振り返りの視点になる。 ・出だしから引き付けようする工夫があり、授業の構成をイメージしやすい。ノートの使いがってがよさそう。 ・全教材の板書例がついているのがよい。 ・挿絵が情報量過多（1年生）だが、活動例が充実して、楽しそう。
-------	---

調査報告書は、種目別に全ての教科用図書について作成し、選定審議会委員長宛に提出する。

様式 1

教科用図書調査研究報告書

調査種目	道徳	委員長	
発行者		書名	

評価はA・B・Cの3段階とする。(A：十分満足できる、B：概ね満足できる、C：普通)

調査項目	調査研究の観点	各項目の評価・意見欄		
内容	内容の程度は、児童生徒の発達の段階に即して適切であるか。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・若干、発達段階的に高いと感じる。 ・発問がすでに価値を押し付けているものがある。話し合いにふさわしくない資料もある。
	児童生徒が興味をもって主体的に学習できるように配慮されているか。	B	B	
	一面的な見解だけを取り上げているところはないか。	B	B	
構成・分量・装丁	内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の内容がバランスよく取り入れており学習が進めやすくなるよう配慮されている。 ・6年生にしては短いものがある。
	各内容の分量とその配分は適切であるか。	B	A	
	体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか。	B	B	
表記・表現	文章表現や漢字、用語、記号、計量単位、図版などの使用は適切であるか。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・写真や挿紙の入れ方など児童の興味を高める工夫が様々な形で盛り込まれている。 ・絵が古くさく楽しくない。
	文字の大きさ、字間、行間、書体などは適切であるか。	B	A	
	文章・図版などの割付けは適切であるか。	B	B	

選定意見欄	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで使ってきているので系統的に指導できるというのはよい。 ・題材の最後に「考えよう」のコーナーがあり、その題材に対して振り返りがしやすい。 ・A4サイズが大きいので扱づらい。文字のサイズや図などは見やすい。 ・話が単純で共感できる部分がうすい。
-------	---

調査報告書は、種目別に全ての教科用図書について作成し、選定審議会委員長宛に提出する。

様式 1

教科用図書調査研究報告書

調査種目	道徳	委員長	
発行者		書名	

評価はA・B・Cの3段階とする。(A：十分満足できる、B：概ね満足できる、C：普通)

調査項目	調査研究の観点	各項目の評価・意見欄		
内容	内容の程度は、児童生徒の発達の段階に即して適切であるか。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・一方的な見方が強い内容がある。 ・価値に若干隔たりに見られる。
	児童生徒が興味をもって主体的に学習できるように配慮されているか。	C	B	
	一面的な見解だけを取り上げているところはないか。	B	B	
構成・分量・装丁	内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・書き込むことをねらっていると思われるスペースが小さい。 ・スキル、ジャンプといった活動も合わせてよい。
	各内容の分量とその配分は適切であるか。	B	B	
	体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか。	B	A	
表記・表現	文章表現や漢字、用語、記号、計量単位、図版などの使用は適切であるか。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・字体、割付、絵や写真は共に見やすい。 ・国語の教科書のように見やすい。
	文字の大きさ、字間、行間、書体などは適切であるか。	B	B	
	文章・図版などの割付けは適切であるか。	B	B	

選定意見欄	<ul style="list-style-type: none"> ・絵がシンプルでよいが発問が全て書かれているのはあまりありがたくない。 ・題材の最初のページに学習の視点が書いてあり、見通しをもって取り組みやすい。出だしから引き付けられない。 ・「やってみよう」というところや適度に書き込むところがあり使いやすいように思う。
-------	---

調査報告書は、種目別に全ての教科用図書について作成し、選定審議会委員長宛に提出する。

様式 1

教科用図書調査研究報告書

調査種目	道徳	委員長	
発行者		書名	

評価はA・B・Cの3段階とする。(A：十分満足できる、B：概ね満足できる、C：普通)

調査項目	調査研究の観点	各項目の評価・意見欄		
内容	内容の程度は、児童生徒の発達の段階に即して適切であるか。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・取り上げている物語がよく考えられており、使いやすさを感じる。 ・出だしからそんなに引き付けられなかった。
	児童生徒が興味をもって主体的に学習できるように配慮されているか。	C	C	
	一面的な見解だけを取り上げているところはないか。	B	B	
構成・分量・装丁	内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・やや横幅がある教科書が大きすぎる。 ・今までの副読本と変化がない。文章が長い教材がある。
	各内容の分量とその配分は適切であるか。	B	B	
	体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか。	C	B	
表記・表現	文章表現や漢字、用語、記号、計量単位、図版などの使用は適切であるか。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・絵が上下にあり、やや読みづらい。 ・見易さ読みやすさは全体的にも良かった。
	文字の大きさ、字間、行間、書体などは適切であるか。	B	B	
	文章・図版などの割付けは適切であるか。	B	B	

選定意見欄	<ul style="list-style-type: none"> ・わりとバランスがよく作られている。 ・①の話から引き付けられない。 ・人に意地悪をする。嫌なことを言う。という話が多いように思う。(3年) ・学校よくするための、教室のエピソードがない。 ・従来どおりの道徳で目新しさが無いが、使いやすさはある。
-------	---

調査報告書は、種目別に全ての教科用図書について作成し、選定審議会委員長宛に提出する。

様式 1

教科用図書調査研究報告書

調査種目	道徳	委員長	
発行者		書名	

評価はA・B・Cの3段階とする。(A：十分満足できる、B：概ね満足できる、C：普通)

調査項目	調査研究の観点	各項目の評価・意見欄		
内容	内容の程度は、児童生徒の発達の段階に即して適切であるか。	B	A	<ul style="list-style-type: none"> ・目次と初めに学習の仕方の流れが書いてあり、自分で考えて学習を進められる配慮がある。 ・発問が2つずつあってよい。
	児童生徒が興味をもって主体的に学習できるように配慮されているか。	C	B	
	一面的な見解だけを取り上げているところはないか。	C	B	
構成・分量・装丁	内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。	B	A	<ul style="list-style-type: none"> ・資料から「広げる」という投げかけで考えを深めるしかけがよい。 ・教科書サイズでなく保存しにくい。
	各内容の分量とその配分は適切であるか。	C	B	
	体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか。	C	C	
表記・表現	文章表現や漢字、用語、記号、計量単位、図版などの使用は適切であるか。	C	B	<ul style="list-style-type: none"> ・資料が読みやすくなるように写真や挿絵の入れ方を工夫してよい。 ・絵がこまごまあってわかりづらいところがある。 ・ちょっと文字の量が多い。
	文字の大きさ、字間、行間、書体などは適切であるか。	B	B	
	文章・図版などの割付けは適切であるか。	B	B	

選定意見欄	<ul style="list-style-type: none"> ・「この本の使い方」はわかりやすく書けている。 ・書くページが多すぎる。(すでに2冊あるため)出だしからひきつけられない。 ・考えるポイントがわかりやすい。 ・字が細かいので1年生には読みづらいと思う。 ・学校に身近な話がない。
-------	--

調査報告書は、種目別に全ての教科用図書について作成し、選定審議会委員長宛に提出する。

様式 1

教科用図書調査研究報告書

調査種目	道徳	委員長	
発行者		書名	

評価はA・B・Cの3段階とする。(A：十分満足できる、B：概ね満足できる、C：普通)

調査項目	調査研究の観点	各項目の評価・意見欄		
内容	内容の程度は、児童生徒の発達の段階に即して適切であるか。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・若干発達段階的に高い感じがする。 ・活動の内容が少々押し付けているように感じる。
	児童生徒が興味をもって主体的に学習できるように配慮されているか。	C	B	
	一面的な見解だけを取り上げているところはないか。	B	B	
構成・分量・装丁	内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・別冊のノートが書き込むこともできず、どのような活用ができるのか考えにくい。 ・2冊になっていると使いやすいかと言われると疑問が残る。テストのような感覚になる。
	各内容の分量とその配分は適切であるか。	B	B	
	体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか。	C	B	
表記・表現	文章表現や漢字、用語、記号、計量単位、図版などの使用は適切であるか。	B	C	<ul style="list-style-type: none"> ・絵が全体的にやや暗い。 ・絵の色合い、大きさが視覚的に強い。
	文字の大きさ、字間、行間、書体などは適切であるか。	C	B	
	文章・図版などの割付けは適切であるか。	C	B	

選定意見欄	<ul style="list-style-type: none"> ・4年別冊に小笠原の写真があるが小笠原の表記もなく、郷土を愛する態度への効果はあまりないと感じられる。 ・薄くてよいが、中の文字の大きさが1年生には小さい気がする。 ・別冊のノートは取り組みがわかりやすく便利だと思った。 ・出だしから話に引き付けられない。ノートはいらない。(すでに2冊あるため)挿絵に統一感がなく、資料に集中しにくい。
-------	---

調査報告書は、種目別に全ての教科用図書について作成し、選定審議会委員長宛に提出する。

様式 1

教科用図書調査研究報告書

調査種目	道徳	委員長	
発行者		書名	

評価はA・B・Cの3段階とする。(A：十分満足できる、B：概ね満足できる、C：普通)

調査項目	調査研究の観点	各項目の評価・意見欄		
内容	内容の程度は、児童生徒の発達の段階に即して適切であるか。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・最初の話が大人のことのため児童の心に響かない感じを出だしから受けた。 ・説明不足で疑問が残る部分がある。
	児童生徒が興味をもって主体的に学習できるように配慮されているか。	C	C	
	一面的な見解だけを取り上げているところはないか。	C	B	
構成・分量・装丁	内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳ノートの中身がかなり多く本文の方の内容がやや少な目である。 ・2冊分で使いにくい。
	各内容の分量とその配分は適切であるか。	B	C	
	体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか。	B	C	
表記・表現	文章表現や漢字、用語、記号、計量単位、図版などの使用は適切であるか。	C	B	<ul style="list-style-type: none"> ・セリフに不自然な表記がある。 ・挿絵と文があっていないところがある。
	文字の大きさ、字間、行間、書体などは適切であるか。	B	B	
	文章・図版などの割付けは適切であるか。	B	B	

選定意見欄	<ul style="list-style-type: none"> ・どうとくノートがついているが、やや分厚いのが難。 ・最後に振り返りがありわかりやすい。ノートは書く量が多いため毎回すべて書けるわけではない。 ・最初の方のページから引き付けるものがあまりない。ノートはいらない。(すでに2冊あるため) ・ノートがあるのはいいが構成にあまり工夫がない。
-------	---

調査報告書は、種目別に全ての教科用図書について作成し、選定審議会委員長宛に提出する。

(別紙3)

平成29年度調査委員会での調査対象教科用図書一覧

小笠原村教育委員会

番号	教科	出版社	学年	点数	書名
12	特別の教科道徳	東京書籍	1・2・3・4・5・6	6	新しい道徳
		学校図書	1・2・3・4・5・6	12	かがやけみらい 小学校 道徳
		教育出版	1・2・3・4・5・6	6	小学校道徳 はばたこう明日へ
		光村図書	1・2・3・4・5・6	6	道徳 きみが いちばん ひかるとき
		日本文教出版	1・2・3・4・5・6	12	小学校道徳 生きる力
		光文書院	1・2・3・4・5・6	6	小学校道徳 ゆたかな心
		学研教育みらい	1・2・3・4・5・6	6	みんなの道徳
		廣済堂あかつき	1・2・3・4・5・6	12	みんなで考え、話し合う 小学校の道徳

平成29年7月14日

小笠原村教育委員会 殿

小笠原村立学校教科用図書選定審議会

委員長 西澤 盛和

意見書

小笠原村立学校教科用図書選定審議会の答申にあたり、次のように意見を付す。

今回の調査研究の対象となった特別の教科 道徳科の「小学校教科用図書」は、既に文部科学省による検定を経たものである。「小学校教科用図書」の調査研究及び選定審議を進めるに際しては、東京都教育委員会が作成した「教科書調査研究資料」(平成29年6月)を参考にした。

調査委員は、学習指導要領に示された「目標」と「内容」、「指導計画の作成と内容の取り扱い」等を踏まえるとともに、教員としての専門性に基づく実践経験の裏付けにより検討を重ねた。何よりも、児童が楽しく分かりやすく学習して欲しいとの願いを念頭におき、教員としての責任感をもって調査を進めた。

「特別支援学級教科用図書」については、文部科学省著作及び学校教育法附則第9条関係教科用図書(いわゆる一般図書)について調査研究を行った。

障害のある児童・生徒の社会参加や自立を実現させる観点に立ち、特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒が、共に学び、共に育つために、可能な限り通常の学級での交流及び共同学習を進める観点から、特別支援学級の児童・生徒も附則9条本ではなく「検定教科書」を使用することが望ましい。しかし、特別支援学級に在籍する児童・生徒のうち、知的障害がある児童・生徒等については、各学校が文部科学省著作及び学校教育法附則第9条関係教科用図書(いわゆる一般図書)から以下の観点で対象児童・生徒にふさわしい教科用図書を選定することが妥当である。

- 1 児童・生徒の障害の種類、程度、能力、特性にふさわしい内容の図書である。
- 2 可能な限り、系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書である。
- 3 学年進行にあたって、上の学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮する。

その際、一般図書については「特別支援教育教科書調査研究資料(平成29年6月 東京都教育委員会)」から選択する。

保護者は児童・生徒の学習に高い関心をもち、学校教育に基礎・基本の定着と学力のさらなる向上を期待している。教科用図書は、期待に応えるために重要な役割を果たすものである。

本審議会では、教科用図書の選択と実際の活用について、保護者からの貴重な意見を取り入れることができ、より適切な答申ができたと確信している。

平成29年度
小笠原村学校教科用図書選定審議会
報告書

小笠原村立学校教科用図書選定審議会

平成29年7月

平成29年7月14日

小笠原村教育委員会 殿

小笠原村立学校教科用図書選定審議会

委員長 西澤 盛和

小笠原村立学校教科用図書選定審議会報告書

1 小笠原村立学校教科用図書選定審議会について

小笠原村立学校教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科書採択の無償措置に関する法律」並びに「小笠原村立学校教科用図書採択に関する要領」の規定に基づき、小笠原村立学校が平成30年度から使用する教科用図書を小笠原村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が採択するにあたり、必要な諮問事項を答申するために設置された。

選定審議会の運営については「小笠原村立学校教科用図書選定審議会規約（以下「選定審議会規約」という。）」に則って行われた。

2 調査研究

選定審議会は、教育委員会の諮問（別紙参）に基づき、教科用図書の調査研究を行い、かつ調査研究の公正を期するため、選定審議会規約に基づき「教科別調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を設置し、具体的な調査研究を行った。

調査委員会の運営については、選定審議会規約に則って行われた。

3 選定審議会の組織

(1) 選定審議会は選定審議会規約第2条に基づき、次の委員により組織された。

委員長	西澤 盛和	小笠原村立小笠原小学校長
副委員長	横山 優美	小笠原村立母島小中学校長
委員	新妻 茂	小笠原村立小笠原中学校長
委員	島村雄次郎	小笠原村立小笠原小学校副校長
委員	鈴木 啓太	小笠原村立小笠原中学校副校長
委員	高橋 輝美	小笠原村立母島小学校副校長
委員	乙幡 英剛	小笠原村立母島中学校副校長
委員	吉井 信秋	小笠原村立小笠原小・中学校PTA会長
委員	藤谷 明憲	小笠原村立母島小・中学校PTA会長

(2) 調査委員会は、選定審議会規約第5条の規定に基づき、教科別に村立学校の校長又は副校長及び教科担当教員により別紙1のとおり構成した。

4 調査研究の対象とした教科用図書について

選定審議会が調査委員会に調査研究を指示した教科用図書は次のとおりである。

(小学校)

種目	種類数	点数			
道徳科	8	66			

なお、調査委員会での調査対象教科用図書一覧は別紙3のとおりである。

5 教科用図書調査研究の方法及び内容等

(1) 調査研究の方法

選定審議会規約第8条の規定に基づき、教科用図書の見本の内容、組織・分量、表記・表現、使用上の便宜及び地域性等について専門的調査研究を行った。

(2) 調査内容

文部科学省検定基準及び東京都採択基準及び選定審議会規約第9条の規定を調査基準とし、選定審議会規約第8条に規定する様式1（教科用図書調査研究報告書（以下「調査研究報告書」とする。）」の調査研究の観点の9項目についてA・B・Cの3段階評価を行った。

6 教科用図書教科別調査報告について

- (1) 調査委員会は、教科別調査委員長（以下「調査委員長」という。）の指示のもと選定審議会規約に基づいて調査研究を行った。
- (2) 教科別調査委員（以下「調査委員」という。）は、調査委員会の指示のもと調査委員相互に連絡を取り合いながら、各自小笠原村の児童・生徒、学校、地域等の実態や特性を考慮しながら、教育者としての専門的視野から、あらかじめ配布された全ての「教科用図書見本」について調査研究を行った。
- (3) 調査委員は、各自関係資料や他の教師の意見等を参考にしながら調査研究を行った。
- (4) 調査委員長は、各教科別調査委員の調査研究の結果を取りまとめ、調査種目毎にすべての「調査研究報告書」を作成し、選定審議会委員長に提出した。
- (5) 調査委員長は、前項の調査研究報告書の作成に当たり、「各項目の評価欄・意見欄」に調査研究の結果を観点別にA・B・Cの3段階で評価した結果及び意見を記入し、「選定意見欄」には「①選定審議会として小笠原村立学校が使用する教科書として相応しいどうか、②相応しいと思われる点は何か、欠点があるとすればどこか」など、選定審議会が教育委員会に答申しやすいように、簡潔に記入し、調査研究報告書を作成した。

7 選定審議会審議報告

選定審議会は平成29年5月2日（火）及び平成29年7月14日（金）の2回開催された。

（1）第1回選定審議会

第1回選定審議会は、平成29年5月2日（火）に開催し、選定審議会委員長の選挙、副委員長の指名及び教科用図書調査研究の方法及び日程等を審議した。

（2）第2回選定審議会

第2回選定審議会は、平成29年7月14日（金）に開催し、各調査委員長から提出された調査研究報告書の審議を行った。

審議方法は、調査種目毎に各調査委員長から調査研究報告書の報告を受け、各委員及び事務局からの質疑応答を受け、各委員と協議しながら調査研究報告書を審議した。

審議の結果、各調査委員長が提出した調査研究報告書を了承し、選定審議会として審議の結果を報告書として取りまとめ教育委員会に報告することにした。

平成29年7月19日
小笠原村教育委員会

平成29年度小笠原村立学校教科用図書採択一覧表

調査種目	発行者 教科書の記号・番号	書名
道徳	光村図書出版株式会社 道徳135 235 335 435 535 635	道徳 きみが いちばん ひかるとき